

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める
意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、住民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

現在、道路事業については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が50パーセントから55パーセント等にかさ上げされているため、地方負担が軽減されている状況となっているが、このかさ上げ規定は、平成29年度までの時限措置となっている。

本市においては、魅力ある地域づくりを通じて地域の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の実現に全力で取り組んでいる。特に道路整備は、交通手段としての自動車への依存度が高い本市において、住民ニーズが高く、また、東京湾アクアラインの波及効果を生かした新たな街づくりを目指し、関連する道路網の整備を促進しているところである。

現在、道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等のかさ上げが廃止された場合、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことは必至である。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 福原 孝彦

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様